

## 大切な憲法条文

### 1 最高法規

第98条 [憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守]

この憲法は、( )であって、その条規に反する法律、命令、<sup>しょうちよく</sup>詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

### 2 国民主権と憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における( )を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす<sup>けいたく</sup>恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の<sup>さんか</sup>惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに( )が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、( )の厳粛な信託によるものであって、その権威は( )に由来し、その権力は( )の代表者がこれを行使し、その福利は( )がこれを<sup>きょうじゆ</sup>享受する。(前文)

### 3 基本的人権と憲法

#### 1 永久の権利

第11条 [基本的人権の性質と国民の基本的人権の享有] 国民は、すべての基本的人権の<sup>きょうゆう</sup>享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、( )権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 2 公共の福祉と基本的人権

第13条 [個人の尊重] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、( )に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 4 平和主義

第9条 [戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を確実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による<sup>いかく</sup>威嚇又は( )の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の( )は、これを保持しない。国の( )は、これを認めない。

### 5 国会の地位

第41条 [国会の地位・立法権] 国会は、( )の( )であって、国の( )の立法機関である。

### 6 内閣の地位

第65条 [行政権と内閣] ( )は、内閣に属する。

## 7 公務員

### 第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、( )の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

## 8 裁判所の地位

### 第76条

すべて司法権は、( )及び法律の定めるところにより設置する( )  
裁判所に属する。

## 大切な憲法条文

### 1 最高法規

第98条 [憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守]

この憲法は、( **最高法規** ) であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

### 2 国民主権と憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における( **代表者** )を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍<sup>さんか</sup>が起ることのないやうにすることを決意し、ここに( **主権** )が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、( **国民** )の厳粛な信託によるものであって、その権威は( **国民** )に由来し、その権力は( **国民** )の代表者がこれを行使し、その福利は( **国民** )がこれを享受する。(前文)

### 3 基本的人権と憲法

#### 1 永久の権利

第11条 [基本的人権の性質と国民の基本的人権の享有] 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、( **侵すことのできない永久** )権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 2 公共の福祉と基本的人権

第13条 [個人の尊重] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、( **公共の福祉** )に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 4 平和主義

第9条 [戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を確実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇<sup>いかく</sup>又は( **武力** )の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の( **戦力** )は、これを保持しない。国の( **交戦権** )は、これを認めない。

### 5 国会の地位

第41条 [国会の地位・立法権] 国会は、( **国権** )の( **最高機関** )であって、国の( **唯一** )の立法機関である。

### 6 内閣の地位

第65条 [行政権と内閣] ( **行政権** ) は、内閣に属する。

## 7 公務員

### 第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。  
すべて公務員は、( **全体** ) の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

## 8 裁判所の地位

### 第76条

すべて司法権は、( **最高裁判所** ) 及び法律の定めるところにより設置する ( **下級** ) 裁判所に属する。

## 練習問題

- 1 次の文は日本国憲法の一部です。文中の( )にあてはまる語を下の語群から選び、記号で答えなさい。ただし、3カ所については適語が語群にないので漢字で答えなさい。
- 第9条 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の( 1 )は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の( 2 )の努力によって、これを保持しなければならない。
- 第13条 生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利については、公共の( 3 )に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第15条 すべて公務員は、( 4 )の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 第24条 ……法律は、個人の尊厳と( 5 )の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、( 6 )で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 第27条 すべて国民は、( 7 )の権利を有し、義務を負ふ。
- 第95条 ……特別法は、……その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、( 8 )は、これを制定することができない。
- 第96条 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、( 9 )の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。
- 第96条 この憲法は、国の( 10 )法規であって、その条規に反する法律、命令……の全部又は一部は、その効力を有しない。

### < 語群 >

- ア.福利      イ.国民      ウ.健全      エ.裁判所      オ.内閣      カ.国会  
キ.内閣総理大臣      ク.天皇      ケ.最高      コ.不断      サ.人間  
シ.勤労      ス.軍隊      セ.幸福      ソ.利益      タ.全体      チ.両性  
ツ.多年      テ.基本      ト.納税

( 横浜共立学園中 )

- 2 次の文章を読み、下の各問いに答えなさい。

日本国憲法には、「すべて国民は、健康で[ ]的な最低限度の生活を営む[ ]を有する」と示されている。病気やけがをしたとき、費用の心配なく医者にかかれる[ ]保険や、生活に困っている人たちにあたたかい手をさしのべる[ ]保護や、老後の生活が不安なく送れるようにした[ ]や、そのほか気のどくな人びとに幸福をあたえる[ ]福祉などの[ ]制度が定められているのも、このためである。

- 問 文中の[ ]にあてはまる語句を書きなさい。

( 学習院女子中等科 )

3 以下は，日本国憲法第九条の条文です。これを読んであとの問に答えなさい。

第九条〔戦争の（ 1 ），戦力及び（ 2 ）の否認〕

日本国民は，正義と秩序を基調とする（ 3 ）を誠実に<sup>せいじつ</sup>希求<sup>ききゅう</sup>し，国権の発動たる戦争と，武力による<sup>いかく</sup>威嚇又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを（ 1 ）する。

前項の目的を達するため，陸海空軍その他の戦力は，これを保持しない。国の（ 2 ）は，これを認めない。

問1 空欄（ 1 ）～（ 3 ）に，適切な語句を入れなさい。

問2 日本国憲法は，前文とこの第九条で，世界のどこの国にも見られない<sup>てっぺい</sup>徹底した考え方が述べられています。この基本的な考え方を何といいますか，答えなさい。

問3 こうした日本国憲法を制定したのは，日中戦争や太平洋戦争などのにがい経験からでした。それらの戦争で，(1)日本は他の国々や人々に多大な被害を与えると同時に，(2)国内でも多くの民間の人々が被害を受けました。

- 1) 下線部(1)についてですが，1937年12月に，日本軍は，占領した中国のある都市で，多数の人々を殺害しました。この都市名を何といいますか，答えなさい。
- 2) 下線部(2)についてですが，日本では沖縄の人々を含め，多くの民間の人々が被害を受けました。特に原子爆弾が投下されることによって多くの人々が死にました。原爆の被害を受けた二つの都市のうち一つの都市名と，そこで原爆が落とされた月日を答えなさい。

（立教新座中学校）

4 次の文章を読み，あとの各問いに答えなさい。

国の政治の方針を決めるのが（ ）の重要な仕事ですが，その議員は，私たち国民による選挙で選ばれます。ですから，私たちは間接的にではありますが，国の政治方針を決めていることになるのです。たとえば，2001年4月にAの総裁を決める選挙がありましたが，このとき投票できたのはAの党員だけで，ほとんどの国民には投票権はありませんでした。しかし，私たちが（ ）議員の選挙でAの議員を約半数選んでいるために，（ ）ではAの総裁が，行政権の長である（ ）に選出されることになったのです。そういうわけで，間接的にではありますが，国民が（ ）を選んだことになるのです。

ところが，そのように「国民が直接，行政権の長を選べない」ために，国民の政治に対する関心が薄くなっているとも言われています。2001年7月のB議員選挙の投票率は低く，アメリカ大統領選挙にくらべて盛り上がるものではありませんでした。しかし，これから先，日本においても国民の政治への関心が高まることが望まれています。

- 問 1 空らん( )・( )にあてはまる語を， は 2 字， は 6 字で漢字で答えなさい。
- 問 2 空らん  あてはまる政党名を漢字で答えなさい。
- 問 3 空らん  にあてはまる語は，衆議院・参議院のどちらですか。
- 問 4 下線部 のように，国の政治の方針を決める権力は国民にあります。このことは，下の日本国憲法の第 1 条に記されています。空らん(ア)・(イ)にあてはまる語を，それぞれ漢字 2 字で答えなさい。

天皇は，日本国の(ア)であり日本国民統合の(ア)であって，この地位は，(イ)の存する日本国民の総意に基く。

- 問 5 下線部 の選挙により総裁になった人の氏名を漢字で答えなさい。
- 問 6 下線部 について，何歳から投票できることになっていますか。
- 問 7 下線部 について，現在のアメリカ大統領は誰ですか。

( 関東学院六浦 )

5 次の文章を読んで，下の問に答えなさい。

わたしたちはだれでも，自由に，平等に，そして( A )にくらしたいという願いをもっています。このように人間らしく生きることは，すべての人間が生まれながらにもっている権利であり，基本的人権とよばれています。こうした権利は，長い( B )の中で，多くの人々の( C )によって築かれてきたものです。

日本国憲法は，基本的人権を，だれもおかすことのできない( D )の権利であって，政治を行ううえでもっとも( E )しなければならないもの，と定めています。また，この権利は，わたしたち一人一人の( C )によって守らなければならないともいっています。しかし，個人の自由やその他の権利を用いることによって他人にめいわくをかけたり，社会生活を乱したりすることは許されません。

基本的人権にはさまざまなものがありますが，それらはいくつかに分類できます。まず，国民のだれもが，人間として生きていくために，必要で欠かすことのできない自由と平等の権利があります。自由の権利には身体の自由，思想・良心の自由，( F )の自由，集会・( G )・出版などの表現の自由，学問の自由などがあります。また財産権や，居住・移転の自由，職業選択の自由もあります。平等の権利は，( H )の下の平等ともいわれ，家がらなどによって差別されないことになっています。

自由・平等の権利のほかに，日本国憲法では，生存権として，すべての国民が健康で( )的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。生存権のなかまとしては，働く者に勤労の権利があります。また働く者の団結する権利や，団体交渉その他の団体行動をする権利もみとめられています。さらに，教育を受ける権利もあり，これを保障するために( J )教育制度が行われています。

自由・平等の権利や生存権などを確保するため，国民は成人に達すると，政治を行うた

めに、自分たちの代表を（ K ）することができるなどの参政権をもつことができます。また、自分の権利がおかされたりした場合は、裁判所にうたえて（ L ）な裁判をしてもらうため、裁判を受ける権利などもみとめられています。

問 上の文中の A ～ L の（ ）の中にあてはまる語を、次のア～チの語群から選び、ア～チの記号で入れなさい。

ア 尊重    イ 歴史    ウ 権力    エ 公平    オ 社会    カ 信教    キ 文化  
ク 努力    ケ 信頼    コ 言論    サ 専門    シ 永久    ス 選挙    セ 幸福  
ソ 法        タ 義務    チ 正義

（女子学院 改題）

6 次の文章は日本国憲法の「前文」の一部です。（すこしわかりやすく書きなおしてあります。）空らん（ 1 ）～（ 8 ）に入る言葉を下から選び、記号で答えなさい。同じ言葉を何度使ってもかまいません。

「日本国民は、わたしたちとわたしたちの子孫のために、世界の国々となかよく協力し合い、わたしたちの国全土にわたって（ 1 ）がもたらすすばらしさをみなぎらせることが大切です。

そして、（ 2 ）の行いによって、二度と（ 3 ）がおこることのないように決意し、わたしたちは、（ 4 ）が国民にあることを宣言して、この憲法をつくりあげました。」「わたしたちは、世界がいつまでも平和であることを、心から願います。わたしたちは、平和と（ 5 ）を愛する世界の人々の心を信頼して、平和を守っていきたいと思います。

どんな国であろうと、（ 6 ）の利益と幸福だけを考えて（ 7 ）のことをわすれるようなことがあってはなりません。

わたしたちは、平和を守り、平等で明るい生活を築こうと努力している（ 8 ）社会の中で、はずかしくない国民になることをちかいます。」

ア 国際    イ 平和    ウ 自国    エ 戦争    オ 政府  
カ 他国    キ 正義    ク 自由    ケ 真理    コ 主権

（普連土学園）



解答

1

(1) 戦力 (2) コ (3) 福祉 (4) タ (5) チ  
(6) 健康 (7) シ (8) カ (9) イ (10) ケ

2

文化 権利 健康 生活 (老齢)年金 社会 社会保障

3

問 1 1 放棄 2 交戦権 3 国際平和  
問 2 平和主義  
問 3 1) 南京 2) 広島, 8月6日(長崎, 8月9日)

4

問 1 国会 内閣総理大臣  
問 2 自由民主党  
問 3 参議院  
問 4 ア 象徴 イ 主催  
問 5 小泉純一郎  
問 6 20 歳  
問 7 ブッシュ

5

Aセ Bイ Cク Dシ Eア Fカ Gコ  
Hソ Iキ Jタ Kス Lエ

6

(1)ク (2)オ (3)エ (4)コ (5)キ (6)ウ (7)カ (8)ア

# 日本国憲法

( [ ] 内は原文にはない。条文は原文のまま。適宜取捨選択している。 )

## 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第 1 章 天皇

第 1 条 [ 天皇の地位、国民主権 ]

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第 2 条 [ 皇位の世襲と継承 ]

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第 3 条 [ 天皇の国事行為と内閣の助言・承認及び責任 ]

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第 4 条 [ 天皇の権能、国事行為と国政、権能の委任 ]

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第 6 条 [ 天皇の任命権 ]

天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第 7 条 [ 天皇の行う国事行為の範囲 ]

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

1. 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
2. 国会を召集すること。
3. 衆議院を解散すること。
4. 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
5. 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認

証すること。

6. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
7. 栄典を授与すること。
8. 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
9. 外国の大使及び公使を接受すること。
10. 儀式を行ふこと。

## 第2章 戦争の放棄

### 第9条 [戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を確実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第11条 [基本的人権の性質と国民の基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 第12条 [自由及び権利の保持責任・濫用禁止・利用責任]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第13条 [個人の尊重]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第14条 [法の下での平等、貴族制度の禁止、栄典の授与]

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

### 第15条 [国民の公務員選定及び罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障]

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

### 第16条 [請願権]

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又はその他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、掛かる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

### 第18条 [奴隸的拘束及び意に反する苦役からの自由]

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦

役に服させられない。

第19条 [思想及び良心の自由] 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 [信教の自由、国の宗教活動の禁止]

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 [居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由]

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転、及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 [学問の自由] 学問の自由は、これを保障する。

第24条 [婚姻と家族生活における個人の尊厳・両性の本質的平等]

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 [国民の生存権、国の社会保障的義務]

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 [教育を受ける権利、義務教育]

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定める所により、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 [勤労の権利義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止]

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第28条 [勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権]

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第30条 [納税の義務] 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第32条 [裁判を受ける権利] 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

## 第4章 国会

第41条 [国会の地位・立法権] 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

第42条 [国会の両院制] 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条 [両議院の組織]

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条 [議員及び選挙人の資格]

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

第45条 [衆議院議員の任期]

衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 [参議院議員の任期] 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第52条 [常会] 国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第53条 [臨時会]

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 [衆議院の解散と総選挙、特別会、参議院の緊急集会]

衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から、30日以内に、国会を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第56条 [議院の定足数、議決方法]

両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

第64条 [弾劾裁判所]

国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

## 第5章 内閣

第65条 [行政権と内閣] 行政権は、内閣に属する。

第66条 [内閣の組織、国務大臣の資格、国会に対する連帯責任]

内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条 [国会の内閣総理大臣の指名、衆議院の優越]

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての条件に先だって、これを行ふ。

衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条 [国務大臣の任免・罷免]

内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

**第69条** [衆議院の内閣不信任と解散又は総辞職]

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

**第70条** [内閣総理大臣の欠缺一又は総選挙後の内閣総辞職]

内閣総理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員総選挙後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

**第71条** [総辞職後の内閣の職務執行]

前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

**第72条** [内閣総理大臣の職権]

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

**第73条** [内閣の職務] 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

1. 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
2. 外交関係を処理すること。
3. 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承諾を経ることを必要とする。
4. 法律の定める基準に従ひ、官吏に対する事務を掌理すること。
5. 予算を作成して国会に提出すること。
6. この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

## 第6章 司法

**第76条** [司法権と裁判所、特別裁判所の禁止と行政機関の終身的裁判の禁止、裁判官の独立]

すべて司法権がは、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

## 第7章 財政

**第90条** [決算、会計検査院]

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

**第91条** [内閣の財政状況報告]

内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

## 第8章 地方自治

**第92条** [地方自治の基本原則]

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

**第93条** [地方公共団体の議会、長・議員等の直接選挙]

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

#### 第94条 [地方公共団体の権能]

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

#### 第95条 [特別法の住民投票]

一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

## 第9章 改正

#### 第96条 [憲法改正の手續、その公布]

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 第10章 最高法規

#### 第97条 [基本的人権の本質]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人種の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 第98条 [憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守]

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が、締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

## 第11章 補則

#### 第100条 [施行期日、施行の準備、]

この憲法は、公布の日から起算して6箇月を経過した日から、これを施行する。

#### 第102条 [経過規定(2) - 第1期参議院議員の任期]

この憲法による第1期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。